

宇都宮短期大学附属高等学校体育文化後援会会則

(令和3年4月1日改正)

第 1 章 名 称 及 び 事 務 所

第 1 条 本会は宇都宮短期大学附属高等学校体育文化後援会と称する。

第 2 条 本会の事務所は宇都宮短期大学附属高等学校内に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

第 3 条 本会の目的は次のとおりとする。

- 1 生徒の体育文化の向上及び心身の陶冶を図り、学校教育の効果を一層あげるように努める。
- 2 体育文化に関する学校環境の充実を図るとともに、社会的教育の育成を図る。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 体育文化の研究に関する事業。
- 2 体育文化の施設、設備の充実、改善に関する事業。
- 3 大会の後援に関する事業。
- 4 その他、体育文化活動に必要な事業。

第 3 章 会 員

第 5 条 本会は、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第 4 章 役 員 及 び 会 議

第 6 条 本会の役員及び会議は、PTAの役員及び会議がこれを兼ねる。

第 5 章 会 計

第 7 条 本会の目的を達成するための経費は、会費及び寄付金をもってあてる。

会費は会員1人年額1,000円とし、毎年4月末日までに事務所に納入することを原則とする。

第 8 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附 則

第 9 条 会則の変更は総会の決議による。